

人権擁護(虐待防止)に関する指針

社会福祉法人 倫尚会
(倫尚園拠点事業所)

第1章 総則

【目的】

第1条 この指針は、社会福祉法人倫尚会が倫尚園拠点において運営する事業に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の権利を擁護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

【虐待防止に関する考え方】

第2条 利用者は、いかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー及び、自己の介護と生活の質を決定する権利に対する尊重を含む基本的人権や自由を得ることができるべきである。当法人では、利用者へ思いやりがあり、かつ、安全な環境で、生活、リハビリ、社会的及び精神的刺激を得られる施設を利用することができるよう積極的意識・意図を持った虐待のみならず、自覚を伴わない虐待・良かれと思って行った行為による虐待に当たると思われる行為、全てを防止する。全ての職員が虐待について統一した知識・見解を持てるよう教育・研修を行い、職員一人ひとりが人権についてよく理解し、人権に対する意識の向上に努める。

【高齢者虐待の定義】

第3条 この指針における「虐待」とは、職員が支援等を行う利用者に対する次の各号の行為をいう。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

【高齢者虐待の分類】

第4条 高齢者の虐待には、次のように分類される。

- ① 身体的虐待・・・身体に結果として損傷や痛みをもたらすような行為及び身体拘束
- ② 性的虐待・・・性的暴行及び性を尊重しない言動
- ③ 心理的虐待・・・心理的または情緒的な苦痛をもたらすような言動
- ④ 物理的摂取・・・金銭、財産またはその他の資源を窃盗、横領すること
- ⑤ 権利の侵害・・・個人が有するさまざまな自由権や社会権などの公的権利の侵害
- ⑥ 放任・・・何らかの身体的・精神的苦痛や健康状態の悪化が生じるような、ケアの提供義務を果たすことの拒否または怠慢

2 1項の虐待者が積極的な意識・意図を持って行う虐待行為の他、良かれと行った行動又は何気ない行動等自覚を伴わない虐待行為。

【虐待防止に関する基本方針】

第5条 全ての虐待行為について禁止する。

【虐待防止に関する取り組み】

第6条 虐待の予防・早期発見等の為の取り組みを行う。

- ① 職員同士により相互確認を行い問題点があればその場で注意する。
- ② 入浴、清拭時に身体の確認を行うことにより早期発見する。
- ③ 虐待になりうる行為・言葉を抽出し、虐待になりうるのか検討を行い、見解・対応策・代替案などを示す虐待行為事例集を作成し、全ての職員が周知し、統一した意識を持つようにする。
- ④ 新任職員への入職時の教育・研修を行う。
- ⑤ 居宅等で虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。

第2章 虐待防止に関する体制

【虐待防止委員会の設置】

第7条 虐待防止のための人権擁護推進委員会及び虐待防止委員会を設置する。

●人権擁護推進委員会

虐待防止に関して現状把握及び改善、職員全体への教育・指導等、通常取り組みについて人権擁護推進委員会が行い虐待防止に努める。

●虐待防止委員会

万が一虐待が発生した場合には、人権擁護推進委員及び各専門分野職員合同による虐待防止委員会により虐待の要因の究明、再発防止策などの検討を行い、職員への更なる周知徹底し再発防止に努める。

【委員会の役割】

第8条 人権擁護推進委員会及び虐待防止委員会は、それぞれ次の通りの役割を担い虐待防止・再発防止を行う。

●人権擁護推進委員会

- ① 施設内・居宅内での虐待防止へ向けての現状把握・改善についての検討
- ② 虐待になりうる行為・言葉を抽出し、虐待になりうるのか、それに対する見解・対応策・代替案などを検討
- ③ 虐待行為事例・見解集を作成し、職員への周知
- ④ 虐待防止に関する職員全体への教育・指導を行い、全ての職員が理解し、統一した意識を持つようにする。

●虐待防止委員会

- ① 万が一虐待が発生した場合、虐待の状況、原因の究明を行い、再発防止に向け、検討し結果を全ての職員に周知徹底します。

【委員会の構成員】

第9条 人権擁護推進委員会及び虐待防止委員会の構成員は、次の通りとする。

●人権擁護推進委員会

- 1) 施設長
- 2) 看護職員
- 3) 生活相談員・介護支援専門員
- 4) 介護職員
- 5) 事務職員
- 6) 居宅職員

この委員会の責任者は、特養施設長とする。

●虐待防止委員会の構成員

- 1) 人権擁護推進委員会
- 2) 理事長
- 3) 嘱託医
- 4) 関係部署職員

この委員会の責任者は、理事長とする。

【委員会の開催】

第10条 人権擁護推進委員会については、3ヶ月に1回以上開催をするものとする。

また、虐待防止委員会については、必要時速やかに開催しなければならない。

【虐待防止のための職員研修】

第11条 基本的内容等の適切な知識を普及・啓発し、虐待防止のための研修を介護現場に関わる全ての職員に対し行うものとする。

- ①定期的な研修の実施（年2回）
- ②新任職員に対する入職時の研修の実施

第3章 虐待対応及び解決

【虐待が発生した場合の基本方針】

第12条 虐待等が発生した場合は、速やかに委員会を招集・開催し内容確認を行い、市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

- 2 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

【虐待等対応責任者】

第13条 虐待の責任主体を明確にするため、虐待等対応責任者を設置する。

- 2 虐待等対応責任者は、理事長とする。

【虐待等対応責任者の職務】

第14条 虐待等対応責任者の職務は次の通りとする。

- ①虐待防止委員会の招集・開催
- ②虐待内容及び原因の把握、事実確認、解決策の検討
- ③行政機関への通報・報告（居宅における虐待事案も含む）
- ④解決のための当事者との話し合い
- ⑤利用者（家族含む）及び通報者への結果報告
- ⑥謝罪
- ⑦再発防止策の検討・実施

【虐待等受付担当者】

第15条 虐待通報・苦情相談の先を明確にするため、虐待等受付担当者を設置する。

- 2 虐待等受付担当者は、各事業所の管理者・相談員又は介護支援専門員とする。
- 3 虐待等受付担当者不在時は、その他職員が通報を受けることが出来るものとし、遅滞なく虐待等受付担当者に引継ぎを行わなければならない。
- 4 虐待等受付担当者は、通報・相談内容を虐待等対応責任者に報告するものとする。

【虐待等受付担当者の職務】

第16条 虐待等受付担当者の職務は次の通りとする。

- ①利用者または家族、職員等からの虐待通報・苦情相談の受付
- ②虐待内容、苦情内容、相談内容、利用者等への意向確認と記録
- ③虐待等対応責任者への報告

【通報及び発見】

第17条 利用者本人、家族、職員等からの通報がある場合は、適切に対応しなければならない。

- 2 職員は、虐待を発見した場合は、虐待等受付担当者に通報しなければならない。

【通報・苦情相談の受付】

第18条 虐待通報・苦情相談は、様式によらない文書、口頭による通報によって受け付けることが出来るものとする。

- 2 虐待等受付担当者は、通報を受けた際に記録を作成し、その内容を通報者に確認するものとする。なお、通報者名の記載については、通報者本人の意思確認を行う。

【報告・確認】

第19条 虐待等受付担当者は、受け付けた虐待・苦情内容を虐待等対応責任者に報告するものとする。

- 2 虐待等対応責任者は、高齢者虐待防止法条文に該当する場合は、行政機関に報告を行うものとする。

【解決に向けた協議】

第20条 虐待等対応責任者は、虐待・苦情内容を正確に把握するため、当事者から内容を詳細に聞き取るものとする。

- 2 虐待等対応責任者は、当事者と解決に向けた話し合いを行うものとする。
- 3 必要に応じて第三者委員に助言を求めることが出来るものとする。

【解決に向けた結果報告】

第21条 虐待等対応責任者は、結果や改善内容を記録するものとする。

- 2 虐待等対応責任者は、結果や改善内容について当事者等に報告を行うものとする。

【成年後見制度の利用支援】

第22条 利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用支援を行うものとする。

【懲罰】

第23条 職員による虐待の事実が確定した場合、次に定める懲戒処分を行うものとする。

- 2 虐待行為を行なったと確定した場合
就業規則第44条第1項（1）から（4）に定めるけん責・減給・降格及び停職
- 3 行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合又は生命又は身体に重大な危険が生じた場合
就業規則第44条第1項（5）に定める懲戒解雇

【再発防止のための取組】

第24条 虐待対応責任者は、虐待防止委員会を招集し、事案を例に発生原因等を分析し再発防止策の検討を行うものとする。

- 2 虐待対応責任者は、検討結果を例に再発防止のための職員研修を速やかに行うものとする。
- 3 虐待対応責任者は、再発防止策が的確に行われている事を確認し虐待防止委員会に報告の上評価を行うものとする。
- 4 必要に応じて第三者委員に助言を求めることが出来るものとする。

【指針の閲覧】

第25条 指針は、利用者及びその家族の求めに対して、いつでも閲覧できるものとする。
また、当施設内ネットワーク上に掲載し職員がいつでも閲覧できるほか、当法人のホームページにも記載し、どなたでも自由に閲覧できるものとする。

【その他】

第26条 人権擁護推進委員会の活動により、明らかな虐待のみならず、自覚を伴わない虐待・良かれと思って行った行為による虐待に当たると思われる行為、全てを防止し、サービスの質の向上を目指すよう努める。

【改廃】

第27条 本指針の改定は、必要に応じて人権擁護推進委員会が行うものとする。

附 則

- 1 この指針は、令和4年4月1日から実施する。
- 2 令和4年11月1日から一部変更する。
- 3 令和6年4月1日から一部変更する。
- 4 令和6年11月1日から一部変更する。